

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第191号）

- 1 異議申立ての対象となった本件公開請求の対象文書（諮問案件第242号）
平成18年度犀川辰巳治水ダム建設事業貯水池地質解析業務委託報告書（以下「本件報告書」という。）における検討対象斜面の上部（EL. 133.0m以上）の粘着力及び内部摩擦角の値の想定について、別の場所の調査の結果を基にして想定した理由を記載した文書
- 2 本件公開請求に対する処分の内容
不存在決定
- 3 担当課（所）
土木部河川課
- 4 異議申立て等の経緯

(1) H24. 12. 25 公開請求	(4) H26. 7. 1 諮問
(2) H25. 1. 8 公開決定	(5) H28. 12. 22 答申
(3) H25. 1. 10 異議申立て	
- 5 諮問に係る審査会の判断結果
石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき不存在とした決定は、妥当である。

該当条項	審 査 会 の 判 断 要 旨
条例第11条 第2項 (不存在)	<p>異議申立人は、本件報告書の「当該箇所に対して地質調査を実施」したとする記載は間違いであり、別の箇所に関する業務委託の地下水調査の結果を利用して検討対象地区の粘着力及び内部摩擦角を想定しているのであるから、その理由はあるはずであると主張しているが、実施機関は、この想定は、本件報告書に記載のとおり、当該箇所の地質調査に基づくものであると主張している。</p> <p>当審査会において、本件報告書を見分したところ、6-4ページに、「当該箇所に対して地質調査を実施し、これにより得られたN値からc、φは以下のとおり想定した（図-6.1.2、表-6.1.1参照）」と記載されており、表-6.1.1は「c、φの想定結果（N値から算定）」と表題され、図-6.1.2では、N値の算定の基礎となったボーリングの位置が地図上に示されている。</p> <p>ボーリング位置が、「当該箇所」に属する場所であるか否かというような業務委託の内容の当否については当審査会の審議する事項ではなく、また、本件報告書には、当該箇所の粘着力及び内部摩擦角度を想定するため、図-6.1.2に示されている位置のボーリング調査によるN値を使用したことについて、そのほかの記述はなく、さらに、本件報告書以外に異議申立人が請求するような理由を記載した文書が存在する事情は認められない。</p> <p>このようなことから、本件公開請求に対して、実施機関が不存在決定を行ったことは、妥当である。</p>

6 審議経緯 審査回数 3回

(別 紙)

答申第191号

答 申 書

平成28年12月

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき不存在とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成24年12月25日に、次の公文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

（公開請求に係る公文書の内容）

平成18年度犀川辰巳治水ダム建設事業貯水池地質解析業務委託報告書（以下「本件報告書」という。）における検討対象斜面の上部(EL. 133.0m 以上)の粘着力及び内部摩擦角の値の想定について、別の場所の調査の結果をもとにして想定した理由を記載した文書

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求について、平成25年1月8日に不存在決定（以下「本件処分」という。）を行って、次のとおり公文書を保有していない理由を付して異議申立人に通知した。

（保有していない理由）

理由を記した公文書がないため。

3 異議申立て

異議申立人は、平成25年1月10日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は、平成26年7月1日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、請求内容に対応する文書の公開を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

(1) 異議申立書

本件報告書では、当該箇所について地質調査を実施したと記載されているのであるから、当該斜面で実施した地質調査結果があるはずである。しかし、本件報告書で、このような受託業者が実施した地質調査結果に基づかず、別の場所で別の業者が実施した地下水源調査の結果をもとにせん断強度を想定したのであれば、その理由はあるはずである。

(2) 意見書

本件報告書では、当該箇所地質調査を実施したと記載されているが、この調査は、別件業務で別の業者が実施した成果であり、本件報告書の受託業者が実施したものではないにもかかわらず、本件報告書の業者が実施したと書いているので、おかしいというものである。

別業務の成果を使用する場合は、出典を明らかにしておくことは当然である。しかも、この成果は地下

水調査であり、地質調査ではない。地質調査は、末端斜面で行われたものではなく、鉄塔のあった平坦部から河川の上流側へ傾く斜面上部に対して実施されたもので、当該末端斜面で実施されたものではない。

理由説明書では、公開請求自体が事実誤認であると書かれているが、それこそ事実誤認で、現地を見たことがない担当者の間違いである。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が理由説明書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

本件報告書の6-4 ページに、「当該箇所に対して地質調査を実施し、これにより得られたN値から c 、 ϕ は以下のとおり想定した」と記述がある。

また、6-6 ページの図-6.1.2 に、L3地区末端部で地質調査を実施したことが判るように位置表示されている。

異議申立人は、公開請求書において、「調査は対象斜面の上方には当たるものの、上部に当たるわけではない。別の場所で実施された」と主張しているが、地質調査は、上記のとおりL3地区の末端部でL3地区末端斜面の粘着力及び内部摩擦角度の値を得るために実施されており、それ以外の場所で行われたものではないので、そもそも公開請求が事実を誤認しているため、不存在決定となったものである。

第5 審査会の判断

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件公開請求に対応する公文書の性格等について

本件報告書において検討の対象となったL3地すべり末端斜面上部の粘着力及び内部摩擦角を想定する際に、異議申立人が別の場所と考える地区で行った調査の結果をもとにして想定した理由を記載した文書である。

3 本件公開請求に対応する公文書の不存在について

異議申立人は、本件報告書の「当該箇所に対して地質調査を実施」したとする記載は間違いであり、別の箇所に関する業務委託の地下水調査の結果を利用して検討対象地区の粘着力及び内部摩擦角を想定しているのであるから、その理由はあるはずであると主張しているが、実施機関は、この想定は、本件報告書に記載のとおり、当該箇所の地質調査に基づくものであると主張している。

当審査会において、本件報告書を見分したところ、6-4 ページに、「当該箇所に対して地質調査を実施し、これにより得られたN値から c 、 ϕ は以下のとおり想定した (図-6.1.2, 表-6.1.1 参照)」と記載されており、表-6.1.1 は「 c 、 ϕ の想定結果 (N値から算定)」と表題され、図-6.1.2 では、N値の算定の基礎となったボーリングの位置が地図上に示されている。

ボーリング位置が、「当該箇所」に属する場所であるか否かというような業務委託の内容の当否については当審査会の審議する事項ではなく、また、本件報告書には、当該箇所の粘着力及び内部摩擦角度を想定するため、図-6.1.2 に示されている位置のボーリング調査によるN値を使用したことの原因について、そのほかの記述はなく、さらに、本件報告書以外に異議申立人が請求するような理由を記載した文書が存在する事情は認められない。

このようなことから、本件公開請求に対して、実施機関が不存在決定を行ったことは、妥当である。

4 付言

本件において、異議申立てから諮問までに約1年6か月が経過しており、実施機関にあつては、今後、速やかな対応が求められる。

5 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

<別表>

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成26年7月1日	○諮問を受けた。(諮問案件第242号)
平成26年7月30日	○実施機関(土木部河川課)から理由説明書を受理した。
平成27年9月16日	○異議申立人から意見書を受理した。
平成28年5月12日 (第273回審査会)	○事案の審議を行った。
平成28年6月30日 (第274回審査会)	○事案の審議を行った。
平成28年7月21日 (第275回審査会)	○事案の審議を行った。

6 審議経緯 審査回数 3回